

<報道発表資料>

令和4年4月15日

立会人型電子契約を、試験的に開始 — 県民サービス向上・業務効率化等に向けて —

埼玉県では、DX推進の一環として、県民サービス向上・業務効率化等のため、令和4年4月から令和5年3月までの間、県が県民等と締結する契約の一部について、立会人型電子契約を試験的に導入します。効果・課題を検証し、立会人型電子契約の本格導入に向けた検討を行います。

1 立会人型電子契約とは

契約者の一方が、電子契約事業者のクラウド上に契約書を掲載し、他方がその内容に同意することによって、契約が成立するものです。電子証明書を必要とする「当事者型電子契約」と比べて簡易であるとともに、紙での押印が不要となるため、契約当事者双方において、作業時間や経費の節減等が期待されます。なお、県と契約する県民等に、立会人型電子契約の利用に係るコスト負担はありません。

2 令和4年度の予定

(1) 4月～8月〔5か月間〕

効果・課題を検証するため、対象課所・対象契約を限定の上、弁護士ドットコム株式会社及び東日本電信電話株式会社埼玉事業部の協力を得て、無償で実施します。

(2) 9月～3月〔7か月間〕

対象契約は限定しつつ、対象課所を全庁に拡大し、効果・課題の更なる検証を図ります。

〔4月～8月の電子契約事業者等（無償期間）〕

- ア 電子契約事業者 : 弁護士ドットコム株式会社
- イ 電子契約サービス名 : クラウドサイン
- ウ サポート事業者 : 東日本電信電話株式会社埼玉事業部